

法人後見事業

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会が法人として成年後見人等または任意後見人となる事業です。
新宿区社会福祉協議会（新宿区成年後見センター）の中に担当職員を配置し、必要な支援を行います。
（平成30年度開始）

新宿区社会福祉協議会による法人後見のメリット

メリット①

【福祉の視点×地域とのつながり】を活かした支援を行います。

メリット②

公共性が高く、安心して成年後見制度をご利用になれます。

事業内容 ※一般的な成年後見人等または任意後見人の業務と同じです。

	法定後見事業 2～6ページ参照	任意後見事業 7、8ページ参照
対象	すでに判断能力が不十分な方	将来の不安に備えたい方 *公正証書で契約します。
支援内容	・本人の生活・医療・介護・福祉に関する契約などのお手伝い ・年金などの収入と、生活費や公共料金などの支出の管理 ・行政手続きなどの代行 など	
報酬額	家庭裁判所が決定します。	任意後見人については契約時に決定し、任意後見監督人については家庭裁判所が決定します。

利用までの流れ

